

消 防 局 訓 令 番 号	消防局訓令名	公布年月日
消 防 局 訓 令 第 6 号	消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令	令和3年12月24日

さいたま市消防局訓令第6号

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程の一部を改正する訓令

消防局長の権限に属する事務に係る事務専決規程（平成15年さいたま市消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係） 共通専決事項				別表第1（第3条関係） 共通専決事項			
専決事項	課長	署長	部長	専決事項	課長	署長	部長
1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号） <u>第11条第1項第3号</u> を除く。）を承認すること。 (1)～(3) [略] 2～14 [略]				1 病気休暇及び特別休暇（さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第29号）第21条第1項第3号及びさいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和元年さいたま市規則第51号） <u>第11条第2項第1号</u> を除く。）を承認すること。 (1)～(3) [略] 2～14 [略]			
備考 [略]				備考 [略]			

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。